

# 「那覇市立城南小学校・いじめ防止基本方針」

令和6年度

## 1. 本校の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこからも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をはらんでいる。こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子ども、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめ未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、城南小として共通理解を図り、組織的に対応していく。

特に、本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、那覇市教育委員会や地域、家庭、民生員・児童員等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係わる取り組みを、定期的にふり返り、改善を加えていくようにする。

## 2. 学校の現状

本校は、古都首里の静かな環境にも恵まれ、子ども達も比較的穏やかな気質の子が多い。またあいさつ等も上手で屈託がなく明るい。保護者も協力的である。しかし、本校でもいじめは他人ごとではない。昨年度も数十件の認知できるいじめが発生している。完全解決には至らなかった事案もある。組織的に対処できなかった等の反省と課題を掘り起こし、いじめ未然防止、早期発見、早期対応に組織的に対応し、職員一丸となって取り組む決意である。

## 3. いじめの防止等の指導体制・組織的な対応

### (1) 「チーム学校」としての取組

- 校内体制の整備
- 基本的認識の共有
- 早期発見・早期対応
- 被害者への対応
- 加害者への対応
- 観衆・傍観者等への対応
- ネット上のいじめへの対応

(2) 教職員による指導について

- 校内研修の確立と情報共有の場の設定及び児童への指導の徹底
- いじめをゆるさない体制の確立と児童への周知
- 日常的な「わかる授業」の実践
- 学年経営を中心とした児童の活躍の場作り、居場所作り、絆作り
- キャリア教育に視点をあてた社会体験や奉仕体験活動等の推進と充実
- 道徳の時間を中心とした全教育活動における指導
- 地域行事等の参加の奨励
- 学校行事での異学年、異世代との交流を推進（エイサー、お招き会、ありがとう集会等）

(3) 未然防止

本校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、下記の関係者からなる「いじめ対策会議」を置く。

**那覇市立城南小学校「いじめ対策会議」（いじめ防止対策推進法 22 条に基づく必置組織）**

- 校内職員：校長・教頭・教務主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・各学年主任  
生徒指導主事・教育相談支援員・加害及び被害児童担任
- 校外関係者：PTA 会長・PTA 副会長（6 名）←—— 主に情報提供等で  
（事案により三青会正副会長・地域民生員・児童員・部活動指導員・各自治会長等）

**【主な取り組み】**

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 本校のいじめ防止基本方針の策定      | <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針に沿った実践と検証 |
| <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針の修正         | <input type="checkbox"/> 校内研修の企画・運営         |
| <input type="checkbox"/> いじめに係わる情報収集          | <input type="checkbox"/> いじめに係わる全職員への情報提供   |
| <input type="checkbox"/> 第 1 次緊急対応会議に向けた報告の準備 | <input type="checkbox"/> 第 1 次緊急対応会議への引き継ぎ  |

※当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係わる具体的な取り組みを行う。

(4) 早期発見

① 早期発見の取り組み

- 人権教育担当と連携し、毎月「困ったさんアンケート」を実施したり、教育相談週間には「そうだんアンケート」を年 2 回実施したりして、いじめの早期発見に組織的に取り組む。
- 普段の子ども達の見取り情報交換
  - ・日々の授業の充実
  - ・自己有用感と自尊感情の醸成
- 教職員間の情報交換
  - ・特に学年会等での情報交換
  - ・毎週月曜日に開催される本部会（校長・教頭・教務・教育相談支援員・市事務 県事務・養護教諭・図書館事務主事・用務）での情報交換



(7) 指導計画

	4月	5月	6月	7・8月	9月	10月
生徒指導・特別支援部会	職員連絡会での情報交換 保護者会での啓発 家庭訪問での情報交換	生徒指導・特別支援委員会での情報交換	生徒指導・特別支援委員会での情報交換	生徒指導・特別支援委員会での情報交換	生徒指導・特別支援委員会での情報交換	生徒指導・特別支援委員会での情報交換
防止対策	人権の日の放送	人権の日の放送	教育相談① 人権の日の放送	個人面談 人権の日の放送 事例検討会及び対策会議	人権の日の放送	人権の日の放送
早期発見	困ったさんアンケート ※2年生以上	困ったさんアンケート ※2年生以上	教育相談アンケート 困ったさんアンケート	困ったさんアンケート	困ったさんアンケート	困ったさんアンケート

	11月	12月	1月	2月	3月
生徒指導・特別支援部会	生徒指導・特別支援委員会での情報交換	生徒指導・特別支援委員会での情報交換 学級保護者会での情報交換	生徒指導・特別支援委員会での情報交換	生徒指導・特別支援委員会での情報交換	生徒指導・特別支援委員会での情報交換 本年度のまとめ
防止対策	人権の日の放送 教育相談②	人権集会 教育相談② 学級保護者会	人権の日の放送	人権の日の放送	人権の日の放送
早期発見	困ったさんアンケート	困ったさんアンケート 教育相談アンケート	困ったさんアンケート	困ったさんアンケート	困ったさんアンケート

#### 4. 重大事態への対応

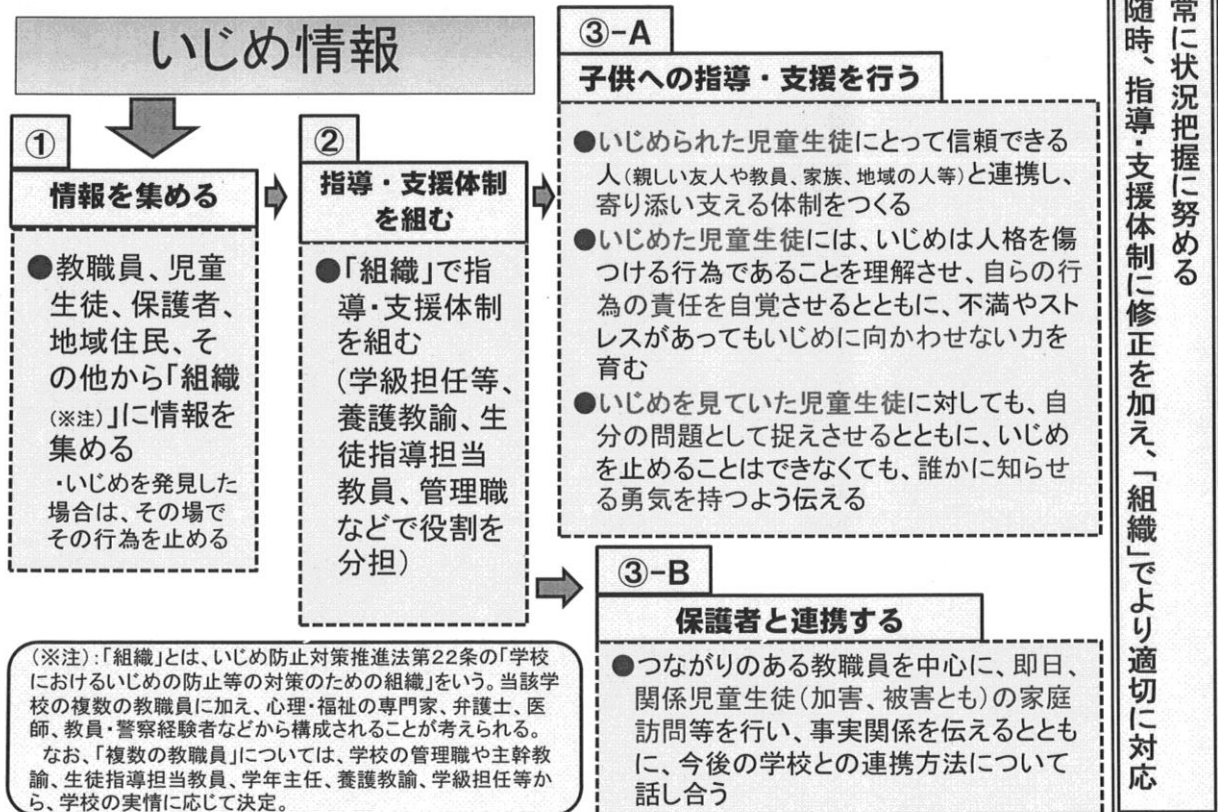
##### (1) 重大事態等とは

- 一 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
  - 児童が自殺を企図
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- 二 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手。)

##### (2) 重大事態の発生と対応

- ・重大事態が発生した場合は、迅速にかつ正確に事実関係を明確にし、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ・重大事態が発生した場合は、発生した旨を教育委員会に一報を入れ指示を仰ぐ。
- ・重大事態が発生した場合、緊急に職員会議を開き対応を共通理解するとともに児童に対するプライバシー保護を徹底する。また、情報発信の一元化を共通理解する。

## 組織的ないじめ対応の流れ



## 5. P T A及び家庭・地域との連携について

- ・いじめ防止等に関わる教育講話を家庭教育部会で主催し、保護者の啓発を図る。
- ・定例のP T A三役会、首里三ヶまちづくり協議会等で情報開示し、協力を仰ぐ。
- ・適時または随時、学年・学級懇談会等での話し合いを行う。
- ・個人面談等で情報収集や相談を受ける。
- ・日曜参観日や授業参観日等で広く授業公開し、校長講話等で本校の現状について情報提供を行い理解を求める。
- ・校長便り・図書館便り・保健便り・学級・学年便りによる子ども達の活動の広報を行う。

学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

沖縄県教育庁義務教育課

いじめの態様	刑罰法規及び事例	
○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	<p>暴行 (刑法第208条)</p>	<p>第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 ●事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。</p>
	<p>傷害 (刑法第204条)</p>	<p>第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 ●事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる</p>
○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	<p>暴行 (刑法第208条)</p>	<p>第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 ●事例：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。</p>
○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	<p>強要 (刑法第223条)</p>	<p>第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 ●事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいわせさせる。</p>
	<p>強制わいせつ (刑法第176条)</p>	<p>第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 ●事例：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。</p>
○金品をたかられる。	<p>恐喝 (刑法第249条)</p>	<p>第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 ●事例：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。</p>
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	<p>窃盗 (刑法第235条)</p>	<p>第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 ●事例：教科書等の所持品を盗む。</p>
	<p>器物損壊等 (刑法第261条)</p>	<p>第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 ●事例：自転車を故意に破壊させる。</p>
○冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	<p>脅迫 (刑法第222条)</p>	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 ●事例：学校に来たら危害を加えると脅す。</p>
	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)</p>	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 ●事例：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。</p>
○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	<p>脅迫 (刑法第222条)</p>	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 ●事例：学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。</p>
	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)</p>	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 ●事例：特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。</p>
	<p>児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)</p>	<p>第7条 (略) 2～3 (略) 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略) 5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略) 6 (略) ●事例：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。</p>